

新十津川町障害者活躍推進計画

機関名	新十津川町
任命権者	新十津川町長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
新十津川町における障害者雇用に関する課題	<p>新十津川町の障害者雇用においては、法定雇用率から算出される法定雇用障害者数は達成している状況である。</p> <p>今後も法定雇用障害者数を下回ることはない計画的な採用及び雇用を継続し、採用した障害者である職員の活躍のために更なる体制や職場環境づくり、職務の選定及び創出を行うことが必要となる。</p>
<b>目標</b>	
①採用に関する目標	各年度における障害者である職員の数が、当該年度の6月1日時点の法定雇用障害者数を下回らないようにする。
②定着に関する目標	不本意な離職を生じさせないよう、体制整備や職場環境づくりに留意する。
<b>取組内容</b>	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>障害者である職員の相談窓口を設定し、当該職員に周知する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、厚生労働省令で定める資格を有する職員のうちから、3か月以内に選任する。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障害者である職員が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談及び人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえた上で、当該職員にとって過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>募集及び採用に当たっては、次の取扱いを行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>(2) 「自力で通勤できること」といった条件を設定する。</li> <li>(3) 「介助者無しで業務の遂行が可能であること」といった条件を設定する。</li> <li>(4) 「就労支援機関に所属又は登録をしており、雇用期間中当該機関からの支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>(5) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ol>
<b>その他</b>	
各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援及び配慮に努める。	